

まちづくり計画策定担い手支援事業の概要

密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促し、これにより自律的な建替を促進し、市街地の整備改善等を図る。

【事業主体】

地権者組織等

(専門知識が十分ではなく、調査等の委託する必要がある団体)

【対象地域】

以下の①②の要件を満たす地域

①都市計画区域内の0.5ha以上の地区

②国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区

- ・密集市街地(全国で約25,000ha)
- ・中心市街地活性化法による認定基本計画区域
- ・都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画における重点区域(※H20年度拡充)
(※国会での法案成立が前提となります。)
- ・都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
- ・密集市街地整備法による防災再開発促進地区
- ・上記予定区域

【補助対象】

地区計画等都市計画の提案素案の作成及びそのための調査等を専門家に依頼するのに要する費用(委託費)

- 基礎調査(土地・建物の現況把握、市街地環境の調査等)
- 地区診断(地域課題の抽出、建築規制等の導入効果分析等)
- 地区計画等都市計画の提案素案の作成

【補助率】

100%補助(重点密集市街地)

50%補助(重点密集市街地以外の地域)

【補助限度額】

500万円/ha(事業費ベース)

(※重点密集市街地については、1地区当たり2,000万円を限度とする。)

【平成20年度予算額】

国費2億円

【期 間】

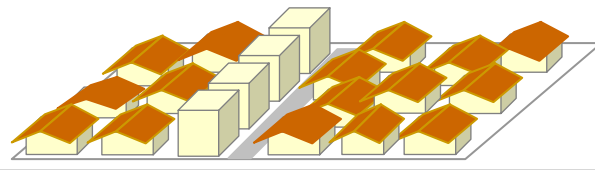
平成19~23年度 (5年間)

＜まちづくり計画策定担い手支援事業の概要＞

(赤字が助成の対象)

例 『防災上問題のある市街地』

・密集市街地・重点密集市街地 等



地権者組織等により、都市計画提案に向け本事業への応募申請

国による選定・交付決定

まちづくり計画策定担い手支援事業による助成

※助成費は地権者組織等からコンサルタントへ委託する費用のみです。地権者組織等の運営費、自ら行う場合の調査費は含まれません。

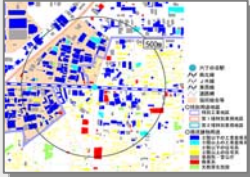
①基礎調査

(土地利用・建築物に関する現況調査等)

■現地調査



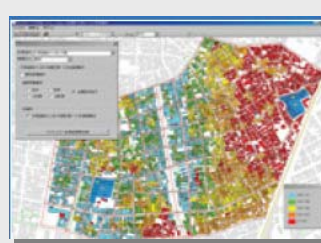
■調査結果のとりまとめ



②地区診断 (現況調査等の資料解析等)

■地区の課題の整理

■市街地の防災性評価



■模型等を使った計画内容のスタディ

■地区計画による規制緩和 後の地区イメージの作成等

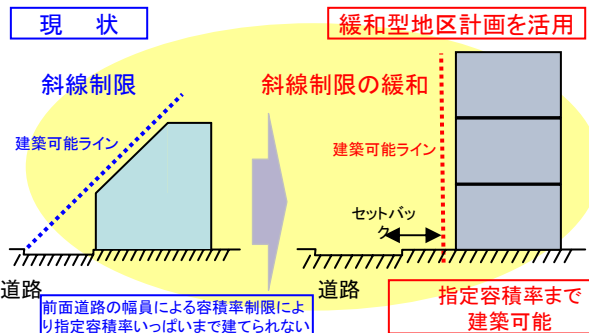
③地区計画等の都市計画提案のための素案作成



地区計画等を都市計画提案

(例) 緩和型地区計画を提案

・一定のセットバックを義務づける一方で斜線制限を緩和する地区計画を市町村に提案



都市計画審議会
における審議 等

都市計画決定

市街地の整備改善を実現

都市計画決定された地区計画に基づいた自律的な建替えの実施

都市計画決定された都市再生特別地区等に基づいた都市再生事業の実施 等

建替えの促進

